

議案第81号

鹿児島県公害防止条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県公害防止条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県公害防止条例の一部を改正する条例

鹿児島県公害防止条例（昭和46年鹿児島県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「掘さく」を「掘削」に改め、同条第3項第1号ア中「いおう酸化物」を「硫黄酸化物」に改め、同項第2号中「たい積」を「堆積」に改め、同項第5号中「行なわれる」を「行われる」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 飲食店営業 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させるものをいう。

第15条第1号中「飲食店営業等」を「飲食店営業」に改める。

第40条第1項中「施行」を「施工」に改め、同項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「施行」を「施工」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第41条第1項中「そこなわれる」を「損なわれる」に、「施行」を「施工」に、「の変更」を「を変更すべきこと」に改め、同条第2項中「行なつて」を「行つて」に改める。

第42条の見出し中「等」を削り、同条中「知事が指定した」を「指定された」に改め、「等」を削る。

第42条の2の見出し及び同条第1項中「等」を削り、同条第2項中「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第47条の2第1項中「知事が」を削り、「指定した」を「指定された」に、「第3章」を「前章」に改め、同条第2項の表中「等」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

騒音規制法及び食品衛生法施行令の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。